

令和6年8月8日

群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会
会長 谷口 啓



群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年8月2日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮詢のあった群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

令和6年8月8日

群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会
会長 谷口 聰



群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年8月2日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

令和6年8月8日

群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会
会長 谷口聰



群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年8月2日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



令和6年8月8日

群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会
会長 谷口 聰



群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の
有無について（答申）

当審議会は、令和6年8月2日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職
から諮問のあった群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無に
について、慎重に審議した結果、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金について改正決定
することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。